

(様式第14号)

年 月 日

大阪府知事

所在地  
法人又は店舗名  
代表者職氏名

喫煙専用室等の運用状況に係る現状報告

大阪府指令健第 号により交付額の確定通知を受けた補助金交付額について、受動喫煙防止対策補助金を利用して設置した について、 年 月 日現在の状況を下のとおり報告します。

記

- 1 本事業で取得した財産の処分等 ( 無 ・ 有 )  
(「有」の場合、処分等した備品等の名称、処分日、売却額及び処分した理由を記載)
- 2 補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び関係書類 (※) の保存状況 ( 良好 ・ 不良 )  
(「不良」の場合、具体的な状況及びそのような状況となった理由を記載)  
(※ 収入及び支出の証拠書類、交付申請書の控え (変更承認申請等を行った場合は、当該申請に係るものを含む。) 及びその根拠となる詳細な資料、事業実績報告書の控え及びその根拠となる詳細な資料など)
- 3 現在の喫煙専用室の状況 (喫煙専用室等の内部の写真を添付してください。)
  - (1) 換気装置等のメンテナンスの有無 ( 有 ・ 無 )
  - (2) 1日当たりの利用人数 人程度
  - (3) 喫煙専用室の改造等 ( 無 ・ 有 )  
(「有」の場合、その詳細、改造等した理由を記載)
  - (4) 補助金交付条件がある場合、その内容と履行状況
- 4 喫煙専用室以外の事業場建物内での喫煙 ( 無 ・ 有 )

5 補助を受けた備品や設備などの補助目的外での使用（無・有）

（「有」の場合、その詳細、使用した理由を記載）

- ※ 本報告は、交付対象設備等の設置後、知事から指示があった場合に提出すること。
- ※ 補助要綱10条に基づき、喫煙専用室等の処分、改造等に当たっては、補助対象事業の完了の属する年度の終了後5年間を経過するまで、事前に大阪府知事の承認が必要である。
- ※ 喫煙専用室及び屋外喫煙所には、原則として、いす・ソファ（座る用途で使用するもの）、灰皿用テーブル、たばこの自販機、清掃用具以外の喫煙以外の用途で使用するものを設置することは認められない。